10年10月刊行

# 日本女性差別事件資料集成4

平等を求め立ちあがった女性たちの比類なき裁判資料

## 賃金差別事件資料Ⅱ

解題：坂本福子（弁護士）

全11巻B5判・上製本　別冊1
総ページ数　5,616頁
揃定価　262,500円(税込) *分売不可
ISBN978-4-86369-109-4

すいれん舎

## 本資料集の特色

### 1 原告、代理人、支援者たちから提供された貴重な裁判資料

民事事件資料の裁判所での保存期間はわずか5年。判決文のみが50年保存。全国の原告、代理人、支援者を訪ねて資料を収集、裁判所にさえ存在しない文書など貴重な裁判資料、関連資料を多数収録。

### 2 男女別コース制差別、昇格差別などテーマ別に賃金差別事件を収録

厚生労働省が編纂している『女性労働の分析』に準じて事件を分類、同書に掲載されている事件についてはほとんど網羅。第4期は男女別コース制差別、昇格差別など賃金差別事件をテーマ別に6事件、13(判決、和解)収録。事件別資料は下級審から上級審に向けて時系列順に配列。最後に関連資料を掲載した。

### 3 重要な事件については判決文、和解書のほか裁判資料を多数掲載

重要な事件については判決文、和解書のほか訴状、答弁書、原告・被告双方の準備書面、陳述書、意見書、証拠資料などを収録した。

●東京高裁での勝利判決を喜ぶ芝信用金庫事件原告団。

## 本シリーズの刊行趣旨

『日本女性差別事件資料集成』は差別と闘ってきた人々の詳細なドキュメントである。原告から提供された裁判資料とその関連資料を忠実に復刻し、それぞれの事件の現代的意味を考察するとともに、女性の権利の進展を俯瞰しようとするものである。

### 4 和解事件裁判資料のほか意見書、企業側準備書面なども積極的に収録

和解した事件についても和解書のほか準備書面などの判資料をできるだけ収録し、裁判の推移と結果が理解でように努めた。また判決に大きな影響を与える意見書にてもできる限り掲載した。さらに企業側準備書面につい積極的に収録した。

### 5 裁判闘争支援団体の会報チラシなども掲載

裁判闘争を支えた運動、組織団体(各事件の原告を守や労働組合)などの会報、チラシなども収録。法廷外でのいについても軌跡が追えるように努めた。さらに原告本手記などもできるだけ収録した。

### 6 詳細な資料総目次を作成

別冊解題資料に丁寧な解題を付したほか、詳細な資料次を作成し利用者の便をはかった。

意ど

の裁
きる
つい
ても

殺、

る会
の闘
人の

総目

●社会保険診療報酬支払基金事件原告団、一番勝利報告集会で。

●名古屋で街頭行動する岡谷鋼機事件原告団と支援者たち。

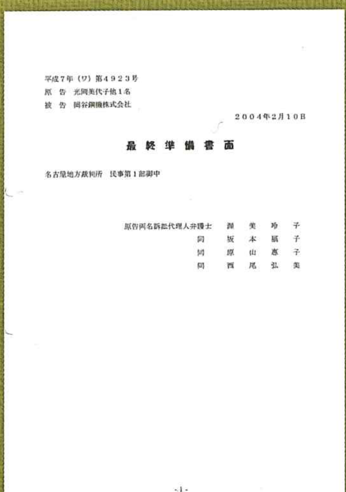

平成7年(ワ)第4923号
原　告　光岡美代子他1名
被　告　岡谷鋼機株式会社

2004年2月10日

最終準備書面

名古屋地方裁判所　民事第1部御中

原告両名訴訟代理人弁護士　渥美玲子
同　坂本福子
同　原山恵子
同　西尾弘美

-1-

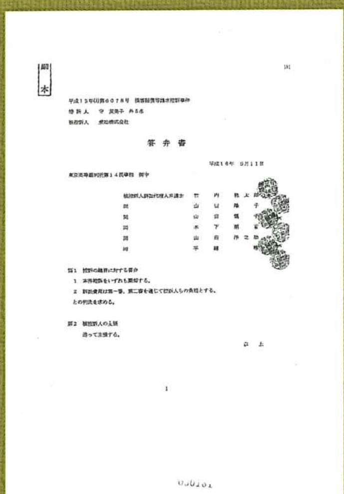

副本

答弁書

第1　控訴の趣旨に対する答弁
1　本件控訴をいずれも棄却する。
2　訴訟費用は第一審、第二審を通じて控訴人らの負担とする。
との判決を求める。

第2　被控訴人の主張
追って主張する。

以上

1

●裁判資料の主体は準備書面。

4 期収録資料一覧

| | 事件 |
|---|---|
| 1 | 社会保険診療報酬支払 |
| 2 | 芝信用金庫差額賃金等 |
| 3 | 日立製作所男女差別事 |
| 4 | (社)日本鉄鋼連盟給料 |
| 5 | 兼松賃金等請求事件 |
| 6 | 岡谷鋼機損害賠償等請 |

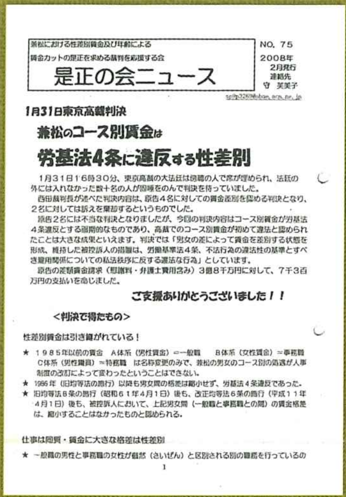
兼松における性差別賃金及び年齢による
賃金カットの是正を求める裁判を応援する会
# 是正の会ニュース
NO. 75
2008年
2月発行
連絡先
守 芙美子

**1月31日東京高裁判決**
**兼松のコース別賃金は**
**労基法4条に違反する性差別**

1月31日16時30分、東京高裁の大法廷は傍聴の人で席が埋められ、法廷の外には入れなかった数十名の人が固唾をのんで判決を待っていました。
西田裁判長が述べた判決内容は、原告4名に対しての賃金差別を認める判決となり、2名に対しては訴えを棄却するというものでした。
原告2名には不当な判決となりましたが、今回の判決内容はコース別賃金が労基法4条違反とする画期的なものであり、高裁でのコース別賃金が初めて違法と認められたことは大きな成果といえます。判決では「男女の差によって賃金を差別する状態を形成、維持した被控訴人の措置は、労働基準法4条、不法行為の違法性の基準とすべき雇用関係についての私法秩序に反する違法な行為」としています。
原告の差額賃金請求（慰謝料・弁護士費用含み）3億8千万円に対して、7千3百万円の支払いを命じました。

**ご支援ありがとうございました！！**

**<判決で得たもの>**

性差別賃金は引き継がれている！
★ 1985年以前の賃金　A体系（男性賃金）⇒一般職　B体系（女性賃金）⇒事務職　C体系（男性職員）⇒特務職　は名称変更のみで、兼松の男女のコース別の処遇が人事制度の改訂によって変わったということはできない。
★ 1986年（旧均等法の施行）以降も男女間の格差は縮小せず、労基法4条違反であった。
★ 旧均等法8条の施行（昭和61年4月1日）後も、改正均等法6条の施行（平成11年4月1日）後も、被控訴人において、上記男女間（一般職と事務職との間）の賃金格差は、縮小することはなかったものと認められる。

仕事は同質・賃金に大きな格差は性差別
★ 一般職の男性と事務職の女性が截然（さいぜん）と区別される別の職務を行っているの

1

●原告団、支援団体の会報、ニュースなど、法廷外の闘いを記録する貴重な資料。

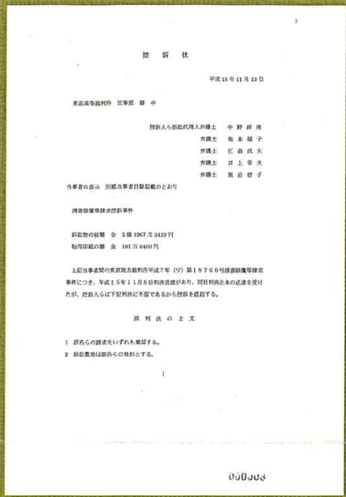
控訴状

平成15年11月13日

東京高等裁判所　民事部　御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士　中野麻美
弁護士　板本福子
弁護士　江森民夫
弁護士　井上幸夫
弁護士　嵐岩曾子

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求控訴事件

訴訟物の価額　金3億1967万3410円
貼用印紙の額　金161万6400円

上記当事者間の東京地方裁判所平成7年（ワ）第18760号損害賠償等請求事件につき、平成15年11月5日判決言渡があり、同日判決正本の送達を受けたが、控訴人らは下記判決に不服であるから控訴を提起する。

原判決の主文

1 原告らの請求をいずれも棄却する。
2 訴訟費用は原告らの負担とする。

000003

●訴状、答弁書、控訴状等についてもできる限り掲載した。

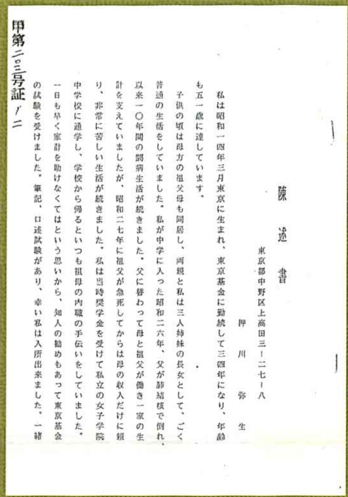
甲第二〇三号証 1/二

陳述書

東京都中野区上高田三ー二七ー八
押川弥生

私は昭和一四年三月東京に生まれ、東京基金に勤続して三四年になり、年齢も五一歳に達しています。
子供の頃は母方の祖父母も同居し、両親と私は三人姉妹の長女として、ごく普通の生活をしていました。私が中学に入った昭和二六年、父が肺結核で倒れ、以来一〇年間の闘病生活が続きました。父に替わって母と祖父が働き一家の生計を支えていましたが、昭和二七年に祖父が急死してからは母の収入だけに頼り、非常に苦しい生活が続きました。私は当時奨学金を受けて私立の女子学院中学校に通学し、学校から帰るといつも祖母の内職の手伝いをしていました。一日も早く家計を助けなくてはという思いから、知人の勧めもあって東京基金の試験を受けました。筆記、口述試験があり、幸い私は入所出来ました。一緒

●原告本人の陳述書を収録。

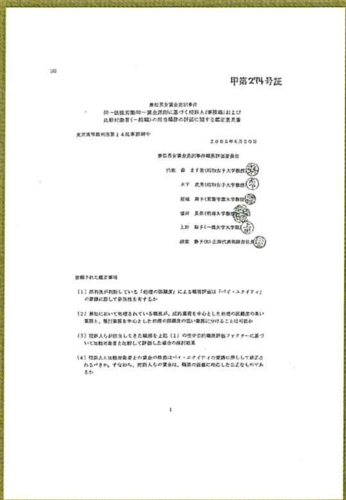
甲第274号証

兼松男女賃金差別事件
同一価値労働同一賃金原則に基づく控訴人（事務職）および
比較対象者（一般職）の担当職務の評価に関する鑑定意見書

東京高等裁判所第14民事部御中

2005年6月20日

兼松男女賃金差別事件職務評価鑑定委員会

依頼された鑑定事項

1

●判決を左右する鑑定意見書は可能な限り掲載した。

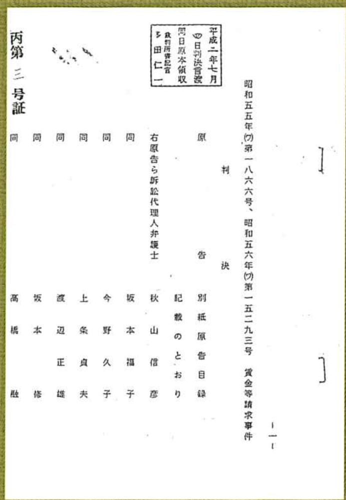
丙第三号証

平成二年七月四日判決言渡
同日原本領収
裁判所書記官

昭和五五年(ワ)第一八六六号、昭和五六年(ワ)第一五二九三号　賃金等請求事件

判決

原告　別紙原告目録記載のとおり
右原告ら訴訟代理人弁護士　秋山信彦
同　坂本福子
同　今野久子
同　上条貞夫
同　渡辺正雄
同　坂本修
同　高橋融

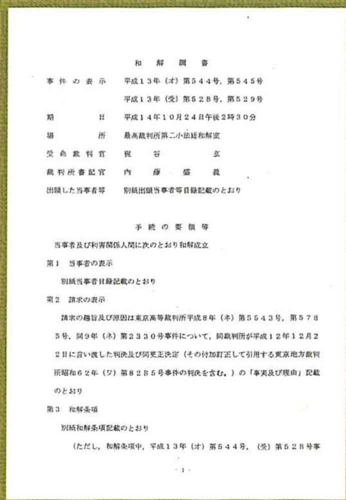
和解調書

事件の表示　平成13年（オ）第544号，第545号
平成13年（受）第528号，第529号
期日　平成14年10月24日午後2時30分
場所　最高裁判所第二小法廷和解室
受命裁判官　梶谷玄
裁判所書記官　内藤盛義
出頭した当事者等　別紙出頭当事者等目録記載のとおり

手続の要領等

当事者及び利害関係人間に次のとおり和解成立
第1　当事者の表示
別紙当事者目録記載のとおり
第2　請求の表示
請求の趣旨及び原因は東京高等裁判所平成8年（ネ）第5543号，第5785号，同9年（ネ）第2330号事件について，同裁判所が平成12年12月22日に言い渡した判決及び同更正決定（その付加訂正して引用する東京地方裁判所昭和62年（ワ）第8285号事件の判決を含む。）の「事実及び理由」記載のとおり
第3　和解条項
別紙和解条項記載のとおり
（ただし，和解条項中，平成13年（オ）第544号，（受）第528号事

- 1 -

●和解した事件については和解書をもれなく収録した。

| 名 | 分類 | 裁判所名 | 判決日 | 判決 | 備考1 | 巻構成 | 判決文 | 和解書 | 準備書面 | 意見書 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 基金賃金等請求事件 | 昇格差別 | 東京地裁 | 1990. 7. 4 | 判決 | 労働者一部勝訴、支払基金側控訴 | 1巻 | ○ |  | ○ | ○ |
|  | 昇格差別 | 東京高裁 | 1991.12.25 | 和解 |  | 2巻 |  | ○ | ○ |  |
| 請求事件 | 昇格差別 | 東京地裁 | 1996.11.27 | 判決 | 労働者一部勝訴 | 3巻 | ○ |  | ○ |  |
|  | 昇格差別 | 東京高裁 | 2000.12.22 | 判決 | 労働者一部勝訴 | 4巻 | ○ |  | ○ |  |
|  | 昇格差別 | 最高裁 | 2002.10.24 | 和解 |  | 5巻 |  | ○ | ○ |  |
| 件 | 昇格差別 | 東京地裁 | 2000. 9.12 | 和解 |  | 6巻 |  | ○ | ○ |  |
|  | 昇格差別 | 中央労働委員会立会 | 2002. 7.29 | 和解 |  | 6巻 |  | ○ |  |  |
| 等請求事件 | 男女別コース制差別 | 東京地裁 | 1986.12. 4 | 判決 | 労働者一部勝訴、確定 | 7巻 | ○ |  |  |  |
|  | 男女別コース制差別 | 東京地裁 | 2003.11. 5 | 判決 | 労働者敗訴 | 7巻 | ○ |  | ○ | ○ |
|  | 男女別コース制差別 | 東京高裁 | 2007. 3.27 | 判決 |  | 8巻 | ○ |  | ○ | ○ |
|  | 男女別コース制差別 | 最高裁 | 2009.10.20 | 決定 |  | 9巻 | ○ |  | ○ | ○ |
| 求事件 | 男女別コース制差別 | 名古屋地裁 | 2004.12.22 | 判決 | 労働者一部勝訴、双方控訴 | 10巻 | ○ |  | ○ | ○ |
|  | 男女別コース制差別 | 名古屋高裁 | 2006. 3.20 | 和解 |  | 11巻 |  | ○ | ○ |  |

歴史を切り拓いた貴重な資料

## 浅倉むつ子

（早稲田大学大学院法務研究科教授）

女性差別に挑んできた数多くの訴訟がある。これらは、原告たちと法律家が織りなす高い志の結実といってよい。彼女たちは、「そんなことは訴訟にはならない」、「裁判所で勝つのは無理」、「法理論的には不可能」と言われながらも、一歩一歩、歴史を切り拓いてきた。「差別は自分たちの代で終わらせたい」、「次世代に明るい未来を残したい」、「差別を否定できない法律では意味がない」、「裁判に勝つことだけが目的ではない」、「大切なのは人としての尊厳と誇り」。そんな女性たちの声と願いは、法の世界を動かしたのである。

訴訟の裾野は着実に広がり、結婚退職制・若年定年制から、昇進・昇格差別やセクシュアル・ハラスメントに至るまで、大きな流れを作りあげてきた。そこに蓄積されてきた裁判資料は、日本社会の現実をもっとも雄弁に物語っている。このたび、これらの貴重な資料を集大成するという壮大な企画が現実化した。大変な朗報である。

差別というものは形を変えながらも、今もなお社会の根底に根強く存在している。だからこそ、先人たちの貴重な努力を風化させてはならない。これらの資料は、間違いなく多くの人を感動させるだろう。私も、差別撤廃のために積み上げられてきた一つひとつの言葉と行動を、この資料を通じて、改めて深くかみしめたいと思う。

権利を闘いとってきた女たち

## 上野千鶴子

（東京大学大学院人文社会系研究科教授）

日本では、法律が世の中を変えることは、めったにない。法律ができたときには、社会通念も慣行も、とっくに変わっている。

それを闘いとってきたのは、差別をうけ、それを差別とはっきり認識し、法廷で闘ってきた女性たちと彼女たちを支えた専門家や支援者たちだ。判例が積み重なり、慣行が変わってから、あたかも事実を追認するかのように、ようやく法律が現実に追いつく。女性の採用差別や昇進差別も、結婚退職制も、若年定年制も、差別定年制も、そうやってなくなっていったものだ。85年に男女雇用機会均等法ができて、職場の女性差別を禁止したとき、すこしも新しさを感じなかったのは、その程度の禁止なら、裁判闘争でとっくに獲得していたからだ。

権利も制度も、闘わなければ手に入らない。与えられたときには、求めたものとは違うものをさしだされている。そして手にいれたと思ったはずのものも、いつのまにか足もとを掘り崩される。男女平等が空気のようにあたりまえだとおもっている若い女たちにも、それが先輩の女たちのどんな血の滲むような闘いに支えられているかを、たまにはふりかえってほしい。

**推薦者**（五十音順）

天野正子（東京家政学院大学学長）
遠藤公嗣（明治大学教授）
奥平康弘（東京大学名誉教授）
神長百合子（専修大学教授）
西谷　敏（近畿大学教授）
林　弘子（福岡大学教授）
森ます美（昭和女子大学教授）
森まゆみ（作家）
脇田　滋（龍谷大学教授）
和田　肇（名古屋大学教授）

## 《本シリーズの全体構成》

【既刊】

1期　日本弁護士連合会　両性の平等に関する委員会資料
2008年11月●揃定価262,500円（税込）

2期　結婚・出産退職制、若年定年制、差別定年制等事件資料
2009年9月●揃定価262,500円（税込）

3期　賃金差別事件資料Ⅰ
秋田相互銀行不当利得金返還請求事件ほか
2009年12月●揃定価262,500円（税込）

4期　賃金差別事件資料Ⅱ
2010年10月●揃定価262,500円（税込）

【刊行予定】

5期　賃金差別事件資料Ⅲ
2011年1月●揃予価262,500円（税込）

6期　非正規社員解雇・差別事件資料
2011年6月●揃予価262,500円（税込）

7期　セクシュアル・ハラスメント事件資料
2011年10月●揃予価262,500円（税込）

8期　母性保護関係事件資料
2012年4月●揃予価262,500円（税込）

## 《販売対象》

●**経営学部：**労務管理　●**家政学部：**ジェンダー、生活科学、生活経済
●**文学部：**フェミニズム、女性史、婦人運動　●**法学部：**労働法、民法、憲法、人権法、法哲学
●**社会学部：**ジェンダー、女性学、社会運動、都市社会学、地域社会学　●**経済学部**

株式会社 すいれん舎
〒101-0052　東京都千代田区神田小川町3-10　西村ビル5F
TEL.03-5259-6060　FAX.03-5259-6070
E-mail　masato@suirensha.jp

取扱店